

文選李善注について

—集注本李注と板本李注との關係—

森野繁夫

集注本李注と板本李注との異同は、

- (1) 板本李注の方が注の多い場合
 - (2) 集注本李注の方が注の多い場合
 - (3) 同一語句についての引證が異なる場合
 - (4) 同一語句についての釋義が異なる場合
 - (5) 引證を釋義にかえたり釋義を引證にかえたりする場合
- にまとめることができる。以下それぞれについて例をあげて説明を加える。

「文選集注」⁽¹⁾の李善注が板本の李善注に比して内容的に李善注原本の舊を存するものであることは、既に斯波六郎博士がその「文選諸本の研究—II. 舊鈔文選集注殘卷—」において詳述されるごとくであり、その説は妥當なものと思われる。しかし、この集注本李善注が、尤袤刻本、胡克家刻本など板本の李善注とどのような關係にあるもののか、更に李注原本、集注本李注、板本李注の間にどのような關係があるのか、などの點については、なお検討の餘地が残されているよう思う。そこで以下、先人の諸説を参考にしながら、試見を述べることにする。

—集注本李注と板本李注との關係—

集注本李注は板本李注に比べて内容的により正確なものであるが、では兩者はどのような關係にあるのか。その關係を明らかにするために、先ず兩者の異同を調べてみることにする。集注本は京都大學景印本^(昭和一七四年七月京中華書局景印本)を用いた。板本は尤袤刻本^(一九七四年七月京中華書局景印本)を用い、他の板本^(昭和四九年汲古閣書院本)すなわち胡刻本^(廣島大學藏原刊本)、および足利本^(昭和五五年李善注本)、四部叢刊本^(李善注本)を参考にした。

(1) 板本李注の方が注の多い場合

○左思「吳都賦」^(集注本)
於是樂只衍而歎飲無匱、都鞶殷而四奧來暨。水浮陸行、方舟結駟、謁櫂轉轂、昧旦永日。

(集注本李注)

(板本李注)

毛詩曰、其樂只且。
又曰、嘉賓式宴以衍。
又曰、飲酒之飫。

胡廣漢官解故注曰、轂下、喻在輦輦、王者所乘、故京邑之地、通曰

毛詩曰、其樂只且。
又曰、嘉賓式宴以衍。
飫、已見上文。

轂之下、京城之中也。

漢書曰、殺身驅骨、死事轂下。

尚書曰、四隩既宅。

爾雅曰、大夫方舟。

楚辭曰、青驪結驅齊千乘。

漢書曰、轉轂百數。

唱櫂轉轂、言遠人唱歌揚船、乘車
轉轂、以向吳都。
楚辭曰、青驪結驅齊千乘。
漢書曰、轉轂百數。
毛詩曰、且以永日。
行、苦且切。飫、一據切。

板本李注は集注本李注に比べて「方舟」の引證が無いが、「詣櫂轉轂」の釋義と「永日」の引證が多くなっている。「詣櫂轉轂」の釋義は六臣注本（足利本・四部叢刊本）の李注には無いが、これは五臣の呂向、李周翰注に同じような説明があるため省いたのである。「永日」の引證である「毛詩」は、これと同じ句が、集注本の此の段に引かれている「鈔」に見える。いつたい「鈔」は李注に比べ、引證・釋義の兩面にわたって極めて詳細な注を加えているが、その施注方針の一つとして「李注補足」ということがあり、既に李注に述べられている事柄にはふれないと、この「毛詩」の句は、「鈔」が施注の際に参考した李注には引かれておらず、そのためには鈔が補足したものである。つまり板本李注の「毛詩」の句は、後人が増添したものと考えられる。

このほか注の内容の異なっているものに、「輦」および「四奥地」の注がある。いずれも引證が釋義にかわっているもので、後に述べる「引證を釋義にかえる場合」の中に入る例である。先ず「輦」の注に

輦。

漢書曰、殺身驅骨、死事輦下。

四隩來輶、言四方之人皆來。

ついて言えば、集注本李注は「胡廣漢官解放注」を引くが板本李注は「輦、王者所乘。故京邑之地、通曰輦」という釋義になっている。厳密に言えば「漢官解放注」の方は「轂下」に關する注で、「輦」そのものの説明ではない。その點、板本李注の方が注としては適當であろう。ところで集注本の此の段に引く「陸善經注」に、「輦」についての板本李注と全く同じ注が見える。陸善經は唐代中期の人であるが、彼が参考した李善注には、おそらく「漢官解放注」が引かれており、陸善經はその注にあきたらず「輦、王者所乘云々」と説明したものであろう。したがって陸善經の據った李注には、當然のことながら「輦」についての此の注は無かつた。

「尚書曰、四隩既宅」が「四隩來輶、言四方之人皆來」にかわつている理由は、よくわからない。六臣注本の李注には此の注は無いが、その理由は先に「詣櫂轉轂」の所で述べたごとくであろう。

(集注本李注)	○任昉「宣德皇后令」 <small>〔集注本〕卷七</small> 夫功在不賞、故庸勳之典蓋闕。	(板本李注)
	周書曰、平州之臣、功大弗賞、諂 臣日貴。	言功績既高、在乎不賞。故庸勳之 典、蓋闕而不論。
左氏傳、富辰曰、庸勳親親、昵近 尊賢。	周書曰、平州之臣、功大弗賞、諂 臣日貴。	史記、蒯通說韓信曰、功蓋天下者 不賞。
左氏傳、富辰曰、庸勳親親、昵近 尊賢。		

この段の板本李注「言功績既高」以下の十九字、および「史記」以下

の十五字について、斯波博士は「案するに周書の文は『其の功大なるに、而も上より賞せられざる』を謂ひ、史記の文は『其の功、極大非常、天下無比なるが故に却つて賞せられざる』を謂ふ。兩者の用ゐる所の『不賞』の語、其の義、各々異なつてをる。凡そ李注の例、其の義互に異なる二文を並列して證と爲すこと無きを以て、板本の注の『言功績』以下の十九字、及び『史記』以下の十五字は、皆後人の増加せし所である」〔文選諸本の研究〕P.101)と述べられるが、まことにその通りであろう。

ところで集注本の此の段に引かれている「陸善經注」には「史記、蒯通曰、功蓋天下者不賞」と、板本李注の引證と同じものが擧げられている。これは正文の「不賞」について陸善經が李善と説を異にしたために引用したものである。陸善經の参考した李善注の此の部分には「史記」は引かれていなかつたことが、このことからも明らかである。

(2) 集注本李注の方が注の多い場合

(集注本李注)	(板本李注)
○左思「蜀都賦」 <small>集注本</small> 近則江漢炳靈。世載其英。蔚若相如、皭若君平。王褒、韓、壁。 而秀發、揚雄。含章而挺生。幽思綱道德、摛藻掞天庭。考四海 而爲僞、當中葉而擅名。是故遊談者以爲譽、造作者以爲程 也。	
幽通賦曰、氏中葉之炳靈。 國語曰、奕世載德。 史記曰、屈原浮游塵埃之外、嶃然 泥而不滓者也。	史記曰、屈原浮游於塵埃之外、嶃然 泥而不滓者也。

徐廣曰、颯然、淨之貌也。

說文曰、颯、盛也。

又曰、颯、光也。

周易曰、含章貞吉。

蔡雍陳太丘碑曰、命世挺生、膺期
特授。

馮衍德詰曰、沈情幽思、引六經之
精微。

晉灼漢注曰、摛、漢語光炎字也。

淳于髡十酒說曰、无會天庭。

毛詩曰、昔在中葉。

班固答賓戲曰、摛藻如春華。

毛詩曰、昔在中葉。

戰國策、蘇秦曰、外客遊談之士、
無敢自進於前者。

呂氏春秋曰、後世以爲法程。

毛長詩傳曰、程、法也。

徐廣曰、疎淨之貌也。

周易曰、含章可貞。

馮衍德詰曰、沈情幽思、引六經之
精微。

晉灼漢注曰、摛、漢語光炎字也。

淳于髡十酒說曰、无會天庭。

毛詩曰、昔在中葉。

班固答賓戲曰、摛藻如春華。

毛詩曰、昔在中葉。

戰國策、蘇秦曰、外客遊談之士、
無敢自進於前者。

呂氏春秋曰、後世以爲法程。

毛長詩傳曰、程、法也。

集注本李注にだけ引かれている引證の中、「挺生」についての引證「蔡雍陳太丘碑曰、命世挺生」についていえば、此の語は「文選」にもう一例、劉峻の「辨命論」板本卷五十四に「聞孔墨之挺生」と用いられており、そこには板本李注は「蔡雍陳太丘碑曰、元方季方、皆命世挺生、膺期特授」と、こと同じ引證を擧げている。正文における二例の「挺生」は同じような意味で用いられており、その初めの方に引證を加えないで後に出てくるものに加えるということは、筋の通らないことである。「蜀都賦」の板本李注は「挺生」の引證を脱したものであろう。もうひとつ「摛藻」の語についていえば、卷二十四、潘尼「贈河陽」の「摛藻艷春華」に付した板本李注には「摛藻、已見上文」とある。そうして此の上文とは「蜀都賦」の此の部分「摛藻掞天帝」を指すわ

けであるから、この李注には當然「摘藻」についての引證が無くてはならない。李注原本には「班固答賓戲曰、摘藻如春華」が引かれていたはずである。

○左思「吳都賦」集注本

隱。脈。談。裏。雜。挿。幽。屏。精。曜。潛。穎。碧。陰。山。谷。

(集注本李注) (板本李注)

隱脈、盛多也。
墮蒼曰、歲裏、不平也。

隱脈、歲裏、不平也。

墮蒼曰、歲裏、不平也。又重累貌。

雜挿幽屏、謂相雜生於幽屏之處也。

歲、烏乖切。裏、故乖切。

精曜潛穎、謂精色眩曜、潛深而有光穎也。

幽屏、謂生處也。潛穎、謂潛深而有光穎。

爾雅曰、穎、光也。
說文曰、磬、鑪。空青珊瑚墮之。
蒼頡篇曰、陁、小扇也。

說文、磬、鑪。空青珊瑚墮之。

(3) 同一語句についての引證が異なる場合
集注本李注と板本李注との異同の中に、同一語句に對する引證の異なる場合がある。例えば潘岳の「夏侯常侍誄」集注本卷の「居吾語汝、衆實勝寡」について、集注本李注は、

左氏傳、華元曰、夫口衆我寡。

を引くが、板本李注では、

慎子曰、衆之勝寡、必也。

板本李注の方は「歲裏」についての補足説明および音注、また「磬陽山谷」の説明などが多くなっているが、(六臣注本李注はこれらの注が無く、この部分は集注本李注と一致する)。「隱脈」の釋義、および「爾雅」「蒼頡篇」の引證が無い。特に注意すべきは、「雜挿幽屏」「精曜潛穎」の釋義で、板本李注は「幽屏」「潛穎」だけの注をしてあるが、その注は明らかに集注本李注を簡略化したものと考えられる。すなわち集注本李注の「雜挿幽屏、謂相雜生於幽屏之處也。精曜潛穎、謂精色眩曜、潛深而有光穎也」の「雜挿」「相雜」「於幽屏之處也」

「精色眩曜」を除いたものが板本李注となっている。

以上のとく集注本李注は、引證・釋義の兩面にわたり、板本李注に比べて注の多い部分がかなり見られるが、それは卷八の左思「三都賦序」「蜀都賦」、卷九の左思「吳都賦」の注に限られており、(集注本は賦については此の部分しか残っていない)。集注本の存する他の卷では、それほどではない。中には兩者の異同のほとんど見られない作品もある。或いは後に述べることく、集注本李注が板本李注のように補訂される際に、「三都賦」など古注の存する作品について特に手の加えられることが多く、そのため他の卷に比べて卷八・九は異同が多いかも知れない。

左氏傳、華元曰、夫口衆我寡。

慎子曰、衆之勝寡、必也。

を擧げる。「左氏傳」は、鄭にとらわれていた華元が、兵車百乘と文馬百駒を以て贈わられて宋に歸つてくると、城を築いていた人々がくまれ口をきく、言い負かされそうになつた華元が從者に、「之を去らん、其の口は衆くして我は寡し」という場面であり、「文選」正文「衆實勝寡」の引證としては「左氏傳」でも悪くはないが、「慎子」の「衆の寡に勝るや、必なり」(佚文)の方が、少くとも表現面に關しては適當であるようと思われる。

また、干寶の「晉紀總論」集注本の「故其詩曰、克明。克類。克長。克君。」について、集注本李注は「毛詩大雅文也」と記した後に、

鄭玄曰、照臨四方、日明類善也。施勤無私曰類。教誨不倦曰長。

慶賞刑威曰君。

のとく、大雅・皇矣の鄭箋を引く。しかし板本李注は「左氏傳」昭公二を擧げる。

左傳曰、勤施無私曰類。教誨不倦曰長。慶賞刑威曰君。

皇矣の鄭箋は「左氏傳」に據つたものであるから、板本李注が鄭箋の本づいた「左氏傳」を引用するのは正しかろう。以下、煩瑣であるが同様の例を擧げておく。

○潘岳「爲賈謐作贈陸機」集注本卷四八下

潘岳惟清、後父是延。

(集) 楚辭曰、偃促談於廊廟、律魁放於山間。

(板) 史記曰、賢人深謀於廊廟。

○鮑照「數詩」集注本卷五九上

三朝國慶畢、休沐還舊邦。

(集) 五等論曰、國慶獨享其利。

(板) 周禮曰、國有福事、卽慶賀之。

○謝朓「始出尚書省」集注本卷五九下

趨事辭宮闕、載筆陪旌棨。

(集) 論衡曰、文史趨理事。

(板) 憲子曰、趨事之有司賤也。

○任昉「宣德皇后令」集注本卷七一

帝有恩焉、輶軒萃止。

(集) 風俗通曰、周秦常以八月輶軒使、將異代方言。

(板) 楊雄答劉歆書曰、常聞先代輶軒之使。

○曹植「求通親親表」集注本卷七三下

是臣懷懷之誠、竊所獨守。

(集) 字書曰、懷懷、謹啓也。

(板) 尚書傳曰、懷懷、謹慎也。

○任昉「奏彈曹景宗」集注本卷七九

雖然猶應固守三關、更謀進取。

(集) 洵馬督誅曰、敦固守孤城。

(板) 管子曰、民無恥、不可以固守。

○顏延之「三月三日曲水詩序」集注本卷九一上

方且排鳳闕以高遊、開爵園而廣宴。

(集) 西京賦曰、圓闕竦以造天、若雙碣之相望。鳳騫翥於甍棟、咸

溯風而欲翔。

(板) 關中記曰、建章圓闕臨北道。銅鳳在上、故號鳳闕。

○陸機「漢高祖功臣頌」集注本卷九三

聳顏誚項、掩淚悟主。

(集) 謝承漢後書序曰、揚喬嘉言寤主。

(板) 班固、漢書贊曰、金日碑、以篤敬悟主、忠信自著。

○袁宏「三國名臣序贊」集注本卷九四下

崇善愛物、觀始知終。

(集) 越絕書曰、聖人見微知著、睹始知已。

(板) 六韜曰、聖人見其所始、則知其所終。

○王儉「褚淵碑文」集注本卷一二六

君垂冬日之溫、臣盡秋霜之戒。

(集) 周易曰、履霜堅冰至。

(板) 菊悅申鑒曰、主怒如秋霜。

以上の「ごとき引證の變更は、集注本李注から板本李注のように變えられた理由が、用例がより古い、内容的により適切である、などと、それが一應は考へられるものが多く、おそらく後人による引證のさしかえであろうと疑われるものである。

(4) 同一語句についての釋義が異なる場合

集注本李注と板本李注を比較してみると、同一語句に關する釋義でありながら、一方が詳しくて一方が簡単であつたり、また説が異なつてゐたりするものがある。

○袁宏「三國名臣序贊」集注本卷九四上

故二八升而唐朝盛、伊呂用而湯武寧。

(集) 二八、謂八元八愷也。伊、伊尹也。呂、呂望也。

(板) 舜舉八元八愷、用之於堯時也。成湯得伊尹、武王得呂望、而社稷安也。

(1) 解釋が異なるもの

○漢高祖「大風歌」集注本卷五六

大風起兮雲飛揚。威加海內兮歸故鄉。安得猛士兮守四方。

(集) 風起雲飛、以喻亂也。御亂以武、故思猛士以鎮之。

(板) 風起雲飛、以喻羣兇競逐、而天下亂也。威加海內、言已靜

也。夫安不忘危、故思猛士以鎮之。

「以喻亂也」(集) と「以喻羣兇競逐、而天下亂也」(板)との關係は、間の七字の増減によるとも考へられよう。次の「威加四海、言已靜也」については、集注本李注の方に該當する注が無いので比較でき

ないが、その次の「御亂以武、故思猛士以鎮之」(集)と「夫安不忘危、故思猛士以鎮之」(板)は、猛士を求める理由を、集注本李注は「亂を御するに武を以てする」ためとし、板本李注は「安にして危を忘れざる」ためとしており、これは釋義の書きかえによる違いとしか考へようがない。なお五臣の李周翰注は「言已平亂而歸故鄉、故思賢才共守之」という。

○謝朓「觀朝雨」集注本卷五十九下

動息無兼遂、歧路多徘徊。

(集) 言出處二塗、既無兼遂。譬臨歧路而徘徊靡從也。

(板) 言出處之情有疑、譬臨歧路而多惑也。

集注本李注の解釋は、「出處の二塗は、あわせ遂げることのできないもの。それを歧路に臨んで徘徊し、どちらに行こうかと迷うのに譬えた」であり、板本李注のそれは、「出處の氣持に迷いがある。それを歧路に臨んで惑っているのに譬えた」というもので、大きな違いではないにしても、その解釋は異なつている。なお五臣の張銑注は「出處之道、不可兩兼而遂之。則岐路甚多、不知所從。故徘徊、中心不安定也」となつていて。

○任昉「宣德皇后令」集注本卷七一

帝有恩焉、輶軒萃止。

(集) 輶軒、謂高祖讓相國總百揆之使也。

(板) 輶軒萃止、謂進封梁公之使也。

集注本李注は「輶軒 萃止まる」が、「高祖の、相國總百揆を譲る使者」を指すとし、板本李注は、高祖を「梁公に進封するための使者」を指すとする。

(2) 説明の仕方が異なるもの

○謝惠連「七月七日夜詠牛女」集注本卷五九上

昔離秋已兩、今聚夕無雙。

(集) 離隔二年、故云已兩。今纔一夕、故曰無雙。
(板) 昔離迄今會、而秋已兩。今聚便別、故夕無雙也。

集注本李注は、「已兩」「無雙」を特に取り上げて説明し、板本李注の方は、正文の二句を全て説明の中に取り入れている。なお五臣の劉良注は下句だけについて「今夕一聚、明晨復離。故云、今聚夕無雙也」という。

○左思「吳都賦」集注本卷九

列寺七里、俠棟陽路。

(集) 俠棟陽路、言棟相俠而居路之陽也。
(板) 俠棟、棟相俠也。陽路、路陽也。

集注本李注では、「俠棟陽路」をまとめて説明しているが、板本李注は「俠棟」と「陽路」を分けて説明する。五臣の呂向注も「夾棟、謂屋多而相夾。陽路、向南之道」と分けて説明しているが、表現は異なっている。

○謝朓「和王主簿怨情」集注本卷五九下

拔庭聘絕國、長門失歡宴。

(集) 漢書曰、孝武陳皇后、擅寵貴十餘年。聞衛子夫得幸、幾死者數焉。上忿怒、追居長門宮。

(板) 拔庭、王昭君所居也。長門、陳皇后所居也。

(2) 補義を引證にかかる場合

○曹植「求自試表」集注本卷七三

占繆其王、羈致北闕。

(集) 占、謂自隱度也。

(板) 爾雅曰、占、隱也。郭璞曰、隱度之。

既に(1)「板本李注の方が注の多い場合」の「吳都賦」の「都輦殷而四奧來暨」の所で述べたごとく、「輦」の注が集注本李注では、胡廣漢官解注曰、「轂下、喻在輦轂之下、京城之中。」と引證による注であるものが、板本李注では、

輦、王者所乘。故京邑之地、通曰輦。と釋義になつているような場合である。

○左思「吳都賦」集注本卷九

左稱彎碠、右號臨磽。

(集) 彎碠臨磽、闔闔門名也。山謙之丹陽記曰、元皇初、吳宮皆爲

煨燼。彎碠臨磽之門、无遺構矣。

(板) 彎碠臨磽、闔闔名也。吳後主、起昭明宮於太初之東、開彎碠臨磽二門。彎碠、宮東門、臨磽、宮西門。

六臣注本李注には「彎碠臨磽、闔闔名也」とだけあって「吳後主云云」は無く、集注本李注とも尤本李注とも一致しない。この場合は五臣注と重複するために省いたわけでもないので、他に理由があるものと思われる。

集注本李注は「彎碠陽路」をまとめて説明しているが、板本李注は「俠棟」と「陽路」を分けて説明する。五臣の呂向注も「夾棟、謂屋多而相夾。陽路、向南之道」と分けて説明しているが、表現は異なっている。

以上、集注本李注と板本李注との異同を見てきたが、そのうち、(1)の「板本李注の方が注の多い場合」では、李善注と「鈔」「陸善經注」との關係などから、板本李注の多くなつていてる部分は後人の増添した

ものであらうと考えられ、(2)の「集注本李注の方が注の多い場合」については、板本李注の方に脱落の證據があつたり、また集注本李注を簡略化した跡がうかがわれたりすることから、集注本李注の方が李善原注により近いものと思われる。また(3)「同一語句についての引證が異なる場合」では、それが集注本李注から板本李注のように、意識的にさしかえが行わされたものと推測される。そうして(4)「同一語句についての釋義が異なる場合」(5)「引證を釋義にかえたり釋義を引證にかえたりする場合」についても、集注本李注から板本李注への方向を否定する材料は見られない。以上のような理由から、板本李注は集注本李注に補足訂正の手を加えて成ったものではなかろうかと疑われる。

二 板本李注と「文選鈔」「陸善經注」との關係

板本李注と集注本李注との、以上のべたような異同内容から見て、集注本李注に補訂の手を加えたものが板本李注であろうと推定されるわけであるが、そのように考えられる理由として、更に、集注本所引「鈔」「陸善經注」と板本李注との密接な關係をあげることができる。

「鈔」は、作者は不明であるが、唐の顯慶年間を中心とする高宗の時代（649～683）に作られたもので、李善本文選をテキストとし、李善注を参照しながら注が加えられている。その存在は、中國の書目などには記されておらず、ただ「日本國見在書目錄」に、無名氏の「文選鈔三十」と記されるのみである。また「陸善經注」は、唐の開元・天寶年間の人である陸善經によつて、おそらく天寶（742～756）中には完成されていたであろうと推定される文選注で、中國の書目にも日本の書目にも全く記録されていないものである。

さて、板本李注と集注本李注の引證を比べてみると、集注本李注には無いのに板本李注にはそれが有る、という場合がしばしば見られるが、その場合、その語句に關する「鈔」および「陸善經注」の内容に、増加している板本李注と一致するものがあることが、多くある。例えば、

○曹植「求通親親表」板本卷三七

妃妾之家、膏沐之遺。

（板）毛詩曰、豈無膏沐。

集注本李注には毛詩は引かれていないが、その「鈔」には、
詩云、豈無膏沐、誰適爲容。

とある。この場合、「鈔」に「膏沐」の用例として「詩」が引用されているのを見た改訂者が、それを利用して李注を補足したのであるまいか、と考えられるわけである。

もう一例あげてみよう。

○顏延之「三月三日曲水詩序」板本卷四六

三月三日曲水詩序

「風俗通」曰、周禮、女巫掌歲時祓除疾病。禊繫也。於水上盥繫

也。已者社也。邪疾已去、祈介社也。

「韓詩」曰、三月桃花水之時。鄭國之俗、三月上巳、於溱洧兩水之上、執蘭招魂、祓除不祥也。

「續齊諧記」曰、晉武帝問尚書摯虞曰、三月曲水、其義何。答曰、漢章帝時、平原徐肇、以三月初生三女、至三日而俱亡。一村以爲怪、乃招擄至水濱盥洗、遂因水以泛觴。曲水義、起於此。帝曰、若所談、非好事。尚書郎東晉曰、仲治小生、不足以知。臣請說其始。昔周公成洛邑、因流水以泛酒。故逸詩曰、羽觴隨流波。

又秦昭王、三日置酒河曲、見有金人出奉水心劔、曰、令君制有西夏。乃因其處、立爲曲水。二漢相沿、皆爲盛集。帝曰、善。賜金五十斤。左遷仲治爲陽城令。

「裴子野宋略」

曰、文帝元嘉十一年三月丙申、禊飲於樂遊苑、且

祖道江夏王義恭、衡陽王義季。有詔會者咸作詩、詔太子中庶子顏

延年作序

板本李注ではこのように「風俗通」「韓詩」「續齊諧記」「裴子野宋略」を引いて此の作品の解題をしているが、集注本李注では「裴子野宋略」と「東陽無疑齊諧記」だけが引用されており、しかも「(續)齊諧記」は略引である。そうして「鈔」では、板本李注の引證のうち「裴子野宋略」を除く全てがそのまま擧げられている。集注本李注に既に引かれているにもかかわらず「鈔」が「(續)齊諧記」を引いたのは、集注本に引用されているものが極めて簡単なものであつたためであろう。おそらく板本李注は、「鈔」によつて「宋略」以外の引證を擧げたにちがいない。

このような例は、引證だけでなく釋義についても見ることができる。すなわち、

○陳琳「檄吳將校部曲文」板本卷四

萬里剋期、五道並入。

(板) 大舉天師、至壽春而南、一道也。使征西甲卒五萬、二道也。

及武都至庸蜀、三道也。江夏至豫章、四道也。樓船至會稽、五

道也。

集注本李注には、「五道」についてのこのような説明はなく、それは全て「鈔」の注となつていて、これは板本李注が「鈔」によつて引用したものではなかろうか。

以下、「鈔」「陸善經注」に分け、それぞれ引證、釋義の順に、同様の例を擧げてみよう。

① 「鈔」の引證・釋義を利用したと考えられるもの

○左思「蜀都賦」板本卷四

義和假道於峻岐。

(板) 楚辭曰、吾令羲和弭節兮。

(鈔) 楚詞曰、吾令羲和弭節兮。

○左思「吳都賦」板本卷五

增岡重阻、列眞之字。

(板) 道書曰、上曰神、次曰仙人、下曰眞人。同

(鈔) 桓譚方道書云、上曰神人、次曰仙人、下曰眞人。又云、

神仙、二曰隱淵、三曰使鬼物、四曰先智、五曰鑄凝成眞。

○謝靈運「石門新營所住四面高山迴溪石瀨脩竹茂林詩」板本卷三〇

早聞夕麌急、晚見朝日暾。

(板) 王逸注曰、始出其形、噭噭而盛大也。

(鈔) 王逸注楚辭謂曰、始出東方、其容噭噭而盛大也。

○謝朓「觀朝雨」板本卷三〇

既灑百常觀、復集九成臺。

(板) 西京賦曰、通天眇以竦峙、勁百常而莖擢。

(鈔) 西京賦曰、作百常而莖擢。

○謝朓「和王著作八公山」板本卷三〇

平生仰令圖、吁嗟命不淑。

(板) 楊泉五湖賦曰、底功定績、蓋禹令圖。

(鈔) 楊泉五湖賦曰、底功定績、蓋禹令圖。

○曹植「求通親親表」板本卷三七

駢馬奉車、趣得一號。

(板) 說文曰、駢、近也。

(鈔) 說文云、駢、副也。近也。

○任昉「奏彈曹景宗」板本卷四〇

竊尋獵僉侵較、暫據疆陲。

(板) 杜預曰、軼、突也。

(鈔) 杜預左氏傳注云、軼、突也。

○繁欽「與魏文帝牋」板本卷四〇

奏胡馬之長思

(板) 古詩曰、胡馬依北風。

(鈔) 古詩云、胡馬依北風。

○趙至「與嵇茂齊書」板本卷四三

徘徊九臯之內

(板) 毛詩曰、鶴鳴九臯。

(鈔) 詩云、鶴鳴于九臯。

○陳琳「檄吳將校部曲文」板本卷四四

要領不足以膏齊斧

(板) 應劭曰、齊、利也。虞喜志林曰、齊、側皆切。凡師出、必齊

戒入廟受斧。故曰、齊斧也。

(鈔) 應劭曰、齊、利也。虞喜志林、齊、側皆反。凡師出、必齊戒

入廟受斧。故曰、齊斧也。

以上は、もともと李善注には無かった引證を、板本李注が鈔の引證を利用して補足したものと考えられる例であるが、また、既に(1)の③で述べたような「引證のさしかえ」を、「鈔」を利用して行ったと思わ

れる例がある。すなわち、

○左思「蜀都賦」板本卷四

木落南翔、冰泮北徂。

(集) 呂氏春秋曰、秋氣至則草木落。

板本李注には「呂氏春秋」は引かれておらず、かわりに「淮南子曰、木葉落而長年悲」を引用する。これは「鈔」の引證「淮南子曰、木葉落而長年悲也」を用いて、さしかえたものであろう。以下、同様の例を擧げる。

○王融「三月三日曲水詩序」板本卷四六

紹清和於帝猷。

(集) 春秋元命苞曰、□年春王正月、苞天管□清和之□□。

(板) 楊子雲劇秦美新曰、鏡淳粹之至精、聆清和之正聲。

(鈔) 楊雄美新云、鏡純粹之至精、聆清和之正聲。

これは集注本李注に引く「春秋元命苞」のかわりに、「鈔」に引用する「楊雄劇秦美新」を擧げたものであろう。

○王融「三月三日曲水詩序」板本卷四六

爾乃迴輿駐罕。

(集) 上林賦曰、載雲罕。

(板) 東觀漢記曰、天子行有罿罕。

(鈔) 東觀漢記曰、天子行有罕遂。

これは集注本李注に引く「上林賦」のかわりに、「鈔」に引用する「東觀漢記」を擧げたものであろう。

○左思「吳都賦」板本卷五

藺藺翠娛、嫋嫋素女。

(集) 楚詞曰、聞素女兮徵歌、聽王后兮吹竽。王逸曰、神女謳吟

也。

(板) 史記曰、泰帝使素女、鼓五十絃瑟。

(鈔) 史記云、秦帝使素女、鼓五十絃瑟。

これは集注本李注に引く「楚詞」を、「鈔」に引用する「史記」を用いてさしかえたものであろう。

〈釋義〉

○司馬相如「難蜀父老」板本卷四四

率土之濱、莫非王臣。

(板) 濱、涯也。本或作賓。

(鈔) 率、循也。濱、涯也。或本爲賓字者。

○范曄「後漢書皇后紀論」板本卷四九

其以恩私追尊、非當世所奉者、則隨他事附出。親屬別事、各依別傳、其餘無所見、則係之此紀、以續西京外戚云爾。

(板) 私恩、謂桓頃外立卽位、以私恩尊其母后。似此者、則隨他事附出、不同此篇。

(鈔) 私恩、桓順等外立、則以私恩尊其母爲皇太后。如此者、則隨他事附出、不同此篇也。若是后家親屬、則皆依本傳也。若他處不出、則係於此紀。

○袁宏「三國名臣序贊」板本卷四七

至於體分冥固、道契不墜。

(板) 言至於君臣之體分、旣固於冥兆、上下之契、亦存而不墜。

(鈔) 言君臣之道、體分定於冥兆、自然堅固、契之不墜落也。

② 「陸善經注」の引證・釋義を利用したもの

〈引證〉

○江淹「雜體詩（嵇中散）」板本卷三一

朝食琅玕實、夕飲玉池津。

(板) 衡山記曰、空青崗有天津玉池。

(陸) 衡山記云、空青岡有天津玉池。

○任昉「宣德皇后令」板本卷三六

夫功在不賞、故庸勦之典蓋闕。

(板) 史記、蒯通說韓信曰、功蓋天下者不賞。

(陸) 史記、蒯通曰、功蓋天下者不賞。

○干寶「晉紀總論」板本卷四九

高貴沖人、不得復子明辟。

(板) 尚書曰、惟予沖人、弗及知。

(陸) 書云、惟予沖人、不及知。

〈釋義〉

○左思「吳都賦」板本卷五

都輦殷而四奧來暨

(板) 輦、王者所乘。故京師之地、通曰輦。

(陸) 輦、王者所乘。故京邑之地、通曰輦。

○任昉「宣德皇后令」板本卷三六

要不得不彊爲之名、使莘莘有寄。

(板) 言德顯功高、雖無酬謝之名、要不彊爲酬謝之名。庶使君主之

情、微有所寄也。

(陸) 但要在不得不強爲酬謝之名、使君主之情、微有所寄。

○任昉「宣德皇后令」板本卷三六

庶匪席之旨、不遠而復。

(板) 梁王固讓、同乎匪席之旨。百辟固請、庶王有不遠而復之義也。

(陸) 梁公固讓、旨意、同乎匪席。百辟固請、庶其不遠而復。

以上、集注本李注には無く、板本李注に増添されている引證・釋義で、集注本所引「鈔」および「陸善經注」と一致する例をあげたが、これらは、集注本李注が板本李注のように補訂される際に、「鈔」「陸善經注」が意識的に利用された結果と考えざるをえない。

板本李注と「鈔」および「陸善經注」との關係については、既に斯波博士が、

今本文選李注を以て、此の本收むる所の諸注と對校するに(4)(5)(6)(7)の如き例（板本増添の注と鈔、陸善經注とが一致する例）の鈔ながらざるを見る。是れ、もと此の本の編者が李善の原注と、鈔或は陸善經注と相合する者有る時は、之を李注に略して、鈔又は陸注に詳にせしに因るものか。將た今の李注が往々鈔或は陸注を混ざること、猶今の李注が時に五臣の注を混ざるが如きに因るものか。將た又、後人が李注中に混入せし文が偶々鈔若しくは陸注と闇合せしに因るものか。此の問題の解決は獨り今本文選の性質を愈々明白ならしむるのみならず、亦鈔、陸善經注の本質を闡明ならしむるに與りて力が有らう。（文選諸本の研究』P.102）

と述べられるが、既に挙げたような諸例から考えて、それは集注本李注を板本李注のように改編する際に、「鈔」「陸善經注」が利用されたことに因るものであろうと推測される。

集注本李注の改編について、もうすこし具體的に考えてみよう。

「陸善經注」は集注本以外にその存在を證明する資料が全く無いことから、天寶年間（742～756）に完成して後、何時頃まで存在していたものか不明である。ただ「鈔」は、顯慶年間を中心とする高宗の時代（649～683）に作られて後、少くとも唐末までは中國に存在していたで

あることが知られる。⁽⁶⁾このことから考えて、「鈔」「陸善經注」は、唐の恐らく後期に編まれたであろう「文選集注」に組みこまれてのち、散逸したのではなかろうか、と想像される。すると、集注本李注を改編した時には已に單行の「鈔」「陸善經注」は存在せず、その利用は、「文選集注」に引用されているものに據ることになる。すなわち、北宋刊本・尤袤刊本・胡克家刊本とつづく板本のもとになったであろう李善單注本は、おそらく唐の末に、集注本から李善注を抽出し、それに補足改訂を加え、また「鈔」「陸善經注」を適宜利用して再編されたものであろうと考えられる。

ところで岡村繁氏は第三十回日本中國學會（昭和五十）において「文選集注と宋代版行の李善注」と題して集注本李注と板本李注との關係について新しい説を發表された。それは從來の斯波六郎博士の説、

胡刻本は、(1)正文および注において、舊鈔李善本と合せずして、却つて舊鈔五臣本および板本の袁本、四部叢刊本と合する所有り、(2)夾注の位置 舊鈔本と合せざる所有り、(3)正文中に音釋を夾記するのは、(1)全く李善本の舊に非ずして却つて六臣本に近く、(4)其の李善注中に誤つて五臣注を混じてをるから、これらの點に據つて考へれば、胡刻本の本づいた尤本なるものは、唐代李善單注本来を傳承したのではなくて、實は六臣注本に據つて、其の李善注を抽出したものではあるまいかと疑はれる。（文選諸本の研究』P.20）

すなわち、尤本を代表とする板本李注は六臣注本の李注を抽出したものであろうと疑われ、また、

以上記せし所に據つて、李善注は固より、類目・篇題・正文に至るまで、此の本（集注本）獨り最も多く李善本の舊を存することを知るべきである。（文選諸本の研究』P.102）

と、集注本が最も多く李善本の舊を存するものである、とされたのに對するものである。

岡村氏の説によれば、板本李注は六臣注本の李注を抽出したものではなく、北宋國子監刊李注文選をそのまま受けつぐものである。そうして、注の増加している集注本李注は後人の増添を経た後代のものであり、北宋國子監刊本こそ唐代李注文選、つまり李善原注に近いものであるという。

この岡村説のうち、板本李注は六臣注の李注を抽出したものではなく北宋國子監刊本をそのまま傳承したものとする點は、既に發表されている程毅中・白化文兩氏の「略談李善注文選的尤刻本」(「文物」一九七六年一號)における説を支持してのものであり、程白兩氏は論文中、既に斯波博士の説を否定している。その論文によれば、清の彭元瑞の見た宋板文選の中に北宋國子監刻本があり、それには准勅雕印の公文が付されていた(彭元瑞「知聖道齋讀書跋」)こと、その公文は現在、明の袁斐翻刻裴本六臣注文選に載せられていること。また國子監刻本かどうかわからないが、殘本ながら二部の北宋李注本が北京圖書館に現存していること、などが指摘されている。

しかし、この程白兩氏の所説については幾つかの疑問點がある。まず、いわゆる「北宋國子監刻本」に附されていたという准勅雕印の公文、すなわち、

五臣注文選、傳行日久。竊見李善文選、援引該贍、典故分明。若許雕印、必大段流布。欲乞差國子監說書官員、校定淨本、後鈔寫版本、更切對讀、後上版、就三館雕造。候勅旨。奉勅、宜依所奏施行。

についてであるが、この公文の「國子監」が果して北宋の國子監かど

うか、という點で疑問がある。或いは、大いに出版を行った南宋・杭州の國子監のことかもしれない。もしそうだとすると、程白兩氏の説は成り立たなくなる。(しかし今は北宋として論を進める)

また此の公文は「李善注文選」に關するものであるが、六臣注本(五臣李善注本)である袁本に何故それが附されているのであるか。あるいは彭元瑞の見たといた「國子監刻本」は李注本ではなく六臣注本ではなかつたのか。彭氏は彼が見た四種の宋板文選について、それが李注本であるか六臣注本であるかを言わないが、「知聖道齋讀書跋」によれば、四種の宋本のうちの他の三種は、贛州本・明州本・廣都本で、これらはいずれも南宋刊六臣注本である。してみると「國子監刻本」も、他の三種と同じく南宋刊の六臣注本であつて李注本ではなかつたかも知れない。もしそれが六臣注本であつたとすれば、彭氏の見たという所謂「國子監刻本」を、准勅雕印の公文が附いていたからとう理由で李注本と判斷し、それを「宋代刻印李善注文選的開端」とする程白兩氏の論は、少々あやしくなつてくる。

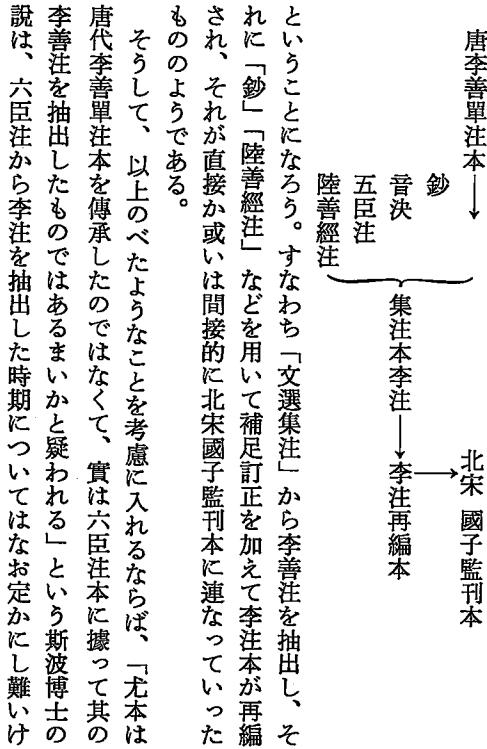
では准勅雕印の公文が六臣注文選(袁本。およびその祖本であったろうと推定される彭氏所見の所謂「國子監刻本」)に附されているということは何を意味するのであらうか。勅を奉じて印行された李注文選に附されていたはずの公文が何故に六臣注本に載せられているのであらう。未だ推察の域を出ないが、或いは、雕印を許可されて刊行された李注文選は、やがて六臣注文選が編まれた際にその中に吸収されてしまい、その時に准勅雕印の公文もいつしょに六臣注文選に入れられた、ということなのかも知れない。

また、北京圖書館に現存する、天聖明道間(1023~1033)の刊本と稱される北宋李注本殘卷(二部三十一卷)についても、未見のため詳細は

わからないが、「舊京書影」に收める同書の書影によつての長澤規矩

氏の結論では、唐代李善單注本とは考えられない、ということである。⁽¹⁾おそらく此の「北宋本」は、六臣注が作られて後、五臣注と李注との混亂が生じるようになつてからものであろう。

要するに、程白兩氏の北宋國子監刊李注文選に關する解釋については、(1)北宋國子監刊李注文選が存在したことは事實であるが、それはその後の傳承經過が不明であり、そのまま南宋尤袤刻本につらなるものではあるまい。(2)北宋國子監刊李注文選が唐代李善單注本を傳承したものであることを證する資料は無く、本稿で考察した結果からみて、それは集注本から抽出再編された李注本に據つたのであると推定される。などの點から考えて、疑問がある。試みに、唐代李善單注本から北宋國子監刊本にいたる傳承過程を示せば、



れども、基本的には正しいものと言えよう。

また、注釋といふものは簡単なものから複雑なものに變つてゆくという原理に本づいて、集注本李注を板本李注よりも後のものとする點については、既に本稿に述べたごとき傳承過程からみて、集注本李注の方が李注原本に近いものと考えられる。すなわち板本李注は、既に見てきたような集注本李注と板本李注との關係から、集注本から李注を抽出し、改訂の手を加えて再編したものと推測されるわけである。

ただ、このような推測において氣になるのは、尤本など板本李注が、集注本李注に據つて再編されたものであるにしては、集注本李注に比べて語句の誤りが多すぎるということであるが、それは一つには寫本による傳承であるためであり、また一つには再編されて後の改竄によるためである。この問題については、今後さらに検討を加えてゆくことにする。

三 永隆鈔本の李注と集注本李注・板本李注との關係

今日、李善注の最も古いものとしては、唐の高宗の永隆元年⁽²⁾640に書寫されたものがある。それは張衡「西京賦」の約三五〇行にすぎないが、李善注が顯慶三年に上られているので、李善注原本に最も近いものと見てよからう。因みに、永隆元年は李善が文選注を上つて後二年に當り、李善の卒した載初元年649に先だつこと九年である。

この永隆の年に書寫された李善注と、集注本李注との關係がどのようなものであるかは、集注本の「西京賦」が残っていないので何とも言えないが、板本文選の李注と比較してみると、引證・釋義とともに板本李注の方がかなり多くなつてゐる。例えば、

迺使中黃之士、育獲之儕、朱鬢鐵髻、植髮如竿。

(永隆本李注)

(板本李注)

尸子曰、中黃伯曰、余左執秦行之
擾、而右搏影虎。
戰國策、范雎說秦王曰、焉而死、
夏育之勇焉而死。

尸子曰、中黃伯曰、余左執秦行之
擾、而右搏雕虎。
戰國策、范雎說秦王曰、烏獲之力
焉而死、夏育之勇焉而死。
說文曰、鬢、帶鬚頭飾也。

通俗文曰、露髻曰鐵。以麻雜爲
髻。如今撮也。

鬢、莫亞反。髻、壯瓜反。鐵、詐
計反。

鬢、莫亞切。髻、土瓜切。鐵、作
計切。

文」「通俗文」「廣雅」「孔安國尚書傳」などが無い。この他の部分で
も、永隆本李注には、板本李注には有る「鄭玄毛詩箋」「鄭玄儀禮注」「
杜預左氏傳注」「何休公羊傳注」「王逸楚辭注」「郭璞爾雅注」など、
主として字解に關する注が無い。或いは李善の原注では、引書による
文字の説明はあまりなされていなかつたのかもしれない。永隆本李注
の詳細については、いずれ稿を改めて述べなければならないが、要す
るに李注の原本は、板本李注よりも更に簡略であつたらしい。とする
と、原本李注・集注本李注・板本李注、この三者の關係はどのように
考えたらよからうか。

ここで唐末の人である李匡父の「資暇錄」に、

世傳數本李氏文選。有初注成者、覆注者、有三注四注者。當時旋
被傳寫之。其絕筆之本、皆釋音訓義、注解甚多。余家、幸而有
焉。嘗將數本並校、不唯注之贍略有異、至於科段、互相不同、無
似余家之本該備也。

とあり、また「唐書」李邕傳に、

邕少知名。始善注文選。釋事而忘義。書成以問邕。邕不敢對。善
詰之。邕意欲有所更。善曰。試爲我補益之。邕附事見義。善以其
不可奪。故兩書並行。

とあるように、「皆音を釋し義を訓じて、注解 甚だ多」き、また
「事を附し義を見」した、つまり注の詳しくなつた李善注が最後に作
られたらしいことが思ひおこされる。

とすると、永隆の年に書寫された李注は、李善の最初の注か、もし
くはそれに近いもの。集注本の李注は、それより後、李善自身か、子
の邕によつて補益されたもの。そうして、それを補足し訂正して再編
されたものが、北宋國子監刊本のもとづく李注本と考えることができ

永隆本の李注には、右の例でわかるように、板本李注には有る「說

(永隆本李注)	(板本李注)
尚書曰、自契至成湯八遷。 尚書序曰、盤庚五遷。 又曰、河亶甲居相、祖乙圯于耿。	廣雅曰、與、如也。 言欲遷都洛陽、何如殷之屢遷乎。 言似之也。
尚書曰、自契至成湯八遷。 尚書序曰、盤庚五遷。 又曰、河亶甲居相、祖乙圯于耿。	尚書曰、河水所毀、曰圯。 盤庚遷于殷、殷人弗適有居、率領 衆感、出矢言。
尚書曰、盤庚遷于殷、人弗適有居、率喻衆感、出矢言。	圯、平鄙切。

る。

四 結 語

以上、李善注の傳承過程について考察し推測を加えてきたが、ここでそれを要約してみると次のようになる。

李善は顯慶三年⁶⁵⁸に文選注を上った後も、それに補足を加えつけ、注解の甚だ多い文選注としたようであり、また善の子の邕は、初期の李注に手を加えて義解の多い注としたと傳えられる。こうして最初の李注よりもかなり詳しい李注が最終的には作られたらしい。

唐代の後期になると、この李注を用い、それに「鈔」「音決」「五臣注」「陸善經注」などの文選注を加えて「文選集注」が編まれた。

唐の末に、「文選集注」から李注を抽出し、それを「鈔」「陸善經注」によつて補足して李注本が再編された。その後、「鈔」「陸善經注」は中國においては散佚して傳わらず、「鈔」だけは（それ以前に已に傳えられていたのかかもしれないが）日本に傳えられた。また「文選集注」も、これ以後、中國においては失^レし、（唐末以前に已に傳えられたのかもしれないが）日本において傳承された。

これから後は推測の面が多くなるが、集注本から抽出再編された李注本に據つて、北宋國子監刻李注本が刊行された。そうしてその後、國子監刻李注本は五臣注と併合されて六臣注本となり、その時期は定かでないが、この六臣注本から李注が抽出されて李注本が編まれた。これが北京圖書館に現存する、いわゆる北宋本李注（殘卷）であろうと推定される。そうしてそれが、南宋の尤袤刻本につらなつてゆくものと考えられる。

注(1) 「文選集注」は何時、何人が撰したのか未だ明らかでない。或いは日本の王朝時の人々が編んだものかと言う人もあるが、斯波博士は「予未だ其の確證を得ない」（『文選諸本の研究』P.84）とされる。私の推測によれば、本稿で述べることと、唐代後期には中國に存在していたようである。ところで、文選注の集大成のよくな此の書が編纂された理由について、小尾郊一博士は「それは五經正義の成立と同じく、當時いろいろの文選李善注があり、かつ五臣注も鈔も陸善經注もあるところから、眞の文選を傳えるために、正統の李善注（最終的の李善注）を經注のよな立場にし、あとの注を正義（疏）のよなつもりで經注を敷衍するものとして、文選學を統一しようとしたものであり、經書の注疏本と同じ意味のものであろう」と考えられる。

(2) 此の論文では、語句・内容を説明するための他書の引用を全て「引證」とよび、その他の、引書によらない解説を「釋義」とよんだ。

(3) 森野繁夫・富永一登「文選集注所引鈔について」日本中國學會報 第二十九集

(4) この話は吳均「續齊諧記」（通行本）に見える。東陽無疑は劉宋の人で、「齊諧記」七卷（佚）がある。

(5) 六臣注本の李注には「道書云云」の引證はない。

(6) 集注本所引の「鈔」は「日本國見在書目錄」に「文選鈔三十」と記されているものである。「日本國見在書目錄」の撰述年代については諸説があつて正確なことはわからないが、小長谷惠吉氏の「日本國見在書目錄解説稿」には、貞觀年中に詔を奉じ、寛平三年⁸⁹¹以後に撰進したものとある。寛平三年は唐末昭宗の大順二年で、宋の建國に先立つこと六十九年である。「鈔」は少くとも寛平三年までは日本に傳えられており、したがつて唐代の末頃までは中國に存在していたようである。

(7) 集注本には「五臣注」も収録されているわけであるが、改訂者は「五臣注」は利用しなかつたようである。もちろん何條かの五臣注が板本李

注の中に混入しているのが認められるが、それは六臣注が編まれるようになってから生じたものであろう。集注本を利用して李注本を再編しようとしていた時、五臣注は世に行われており、それを部分的にしろ李注として扱うことは難しいし、また意味のないことであった。「鈔」「陸善經注」は當時「文選集注」にだけ引かれて傳えられていて他に存在しなかつたらしい。そのため李注として利用しても問題はなかった。「文選集注」が世にあまり傳行されていなかつたこととも、それは關係があつたろう。

(8) 昭和四十九年汲古書院刊「足利本文選」に附する長澤規矩也氏の「明州刊本六臣注文選解説」に「……この本は早くて北宋末年の刊本であろう。……且つ『舊京書影』のみで判じても、注文に『善曰』と標記している所とない所とあり、又、今回影印の明州刊本に『劉曰』とある文がそのまま載っている（卷五）し、卷六の第十三葉後（この明州刊本の第十五葉後）では注文の途中に『善曰』とあるし、するから、李善單注本とは考へられない」とある。

(9) 高宗の時の内府本かと疑われている殘巻（東方朔「答客難」）の『不可勝數』から、楊雄「解嘲」の『或釋褐而傳』までの約一二〇行とともに「古籍叢殘」に收められている。

（本稿は昭和五十二年度文部省科學研究費「文選集注の研究」代表小尾郊一による成果の一部である。）